

コミュニティ・スクール推進事業

学校教育部教育総務課

1 目的

地域とともにある学校づくりを目指すため、地域・保護者・学校が連携し学校運営を進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進を図る。

2 背景

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の平成16年度改正において、学校運営委員会が規定され、文科省において推進されている
- ・国の委託を受けて実施した中部中、元城小、北小における実践研究において、学校教育に対する保護者や地域住民の意識の高まりや、学校評価の改善等の成果が得られた

3 事業内容

(1) スケジュール

- ・平成 27 年度 教職員への周知により導入に向けた意識の醸成を図る
- ・平成 28 年度～30 年度 モデル校を指定し、試行・検証
- ・平成 31 年度 「浜松版コミュニティ・スクール」の実施

(2) 平成 27 年度事業内容

- ・モデル予定校の教職員を先進地に派遣し、運用について視察
- ・教職員に対し、コミュニティ・スクールについての講演会を開催

4 事業費 242 千円

- ・旅費 114 千円（先進地視察）
- ・報償費 100 千円（講演会講師謝礼）
- ・その他 28 千円（講演会会場借上げ等）

◇コミュニティ・スクールとは教育委員会から任命された保護者や地域住民により組織された学校運営協議会に、学校運営の基本方針の承認などの一定の権限を付与し、学校のさまざまな課題解決に地域と学校が協力し取り組む学校運営をいう。

中山間地域校外学習支援事業

学校教育部教育総務課

1 目的

中山間地域に所在する市立小・中学校及び幼稚園が教育課程に基づいて実施する校(園)外活動について、必要とされる教育機会を確保するため、通学バスを使用して目的地までの移動手段について支援する。

2 背景

- ・中山間地域の学校(園)は利用できる公共交通機関が少なく、校外学習の移動に関わる経費を保護者が全て負担した場合、市街地の学校(園)よりも負担が増大する
- ・26年度から中山間地域の学校(園)に対し、1人あたり年2回の移動手段の支援を開始
- ・26年度の対象内容は、校外学習全般としていたため、保護者負担で活動を行っている市街地の学校(園)に比べ、支援が手厚くなる実態も見受けられた
- ・学校を取り巻く環境や状況、子どもの状況に応じた指導方法や授業の組み立てなどにより、校外学習を行う回数は各学校(園)で異なるため、一律1人2回という支援回数制限の見直しへの要望

3 事業内容

27年度より事業内容の見直しを行い、1人あたりの支援回数制限を廃止するとともに、支援対象を教育委員会が認める教科に基づく当該行政区域内の校外学習に限定して実施する。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
対象校	中山間地域の学校・幼稚園	中山間地域の学校・幼稚園
行き先	浜松市内	行政区内
回数上限	1人2回	制限なし(予算の範囲内)
対象内容	校外学習全般	教育委員会の認める教科に基づく校外学習
審査	なし	教育委員会で内容審査

4 事業費 4,000 千円

- ・委託料 4,000 千円

放課後児童会健全育成事業

こども家庭部次世代育成課

1 目的

就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもたちの健全な育成を図るため、放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供する。

2 背景

- ・核家族化や女性の社会進出、子どもを取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は増加傾向にある
- ・平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童会の設備及び運営基準について条例を制定（平成26年9月29日公布、平成27年4月1日施行）し、対象児童を小学3年生までから小学6年生までに拡大、開設時間を実施可能な地域から18時までから18時30分までに拡充する

3 事業内容

(1) 放課後児童会運営支援事業

①放課後児童会運営事業 556,793千円

(財源：国 183,362千円、県 183,362千円)

- ・120か所、定員5,380人（平成26年度：114か所、定員4,810人 6か所、570人増）
箇所数の増 施設整備による増 1か所、定員の見直しによる増 5か所
定員の増 施設整備による増 60人、定員の見直しによる増 510人

②民間放課後児童クラブ運営費補助金 5,340千円

(財源：国 1,780千円、県 1,780千円)

- ・待機児童が発生している地域における民設民営の放課後児童クラブへの補助金

③放課後子ども教室推進事業 7,520千円

(財源：国 2,506千円 繰入金 1,000千円)

- ・中山間地域及び放課後児童会未開設地域において、保護者の就労の有無に関わらず、放課後や長期休業期間において、居場所を提供する

(2) 放課後児童会施設整備事業 160,000千円

(財源：国 31,408千円、県 31,408千円)

- ・小学校の敷地内への施設整備
- ・2校分（定員200人程度を想定）

4 事業費 729,653千円（財源：国 219,056千円、県216,550千円、繰入金1,000千円）

- ・負担金補助及び交付金 221,814千円（放課後児童会運営費補助金等）
- ・工事請負費 171,825千円（放課後児童会施設整備費等）
- ・報償費 161,142千円（放課後児童会主任支援員謝礼等）
- ・委託料 148,555千円（放課後児童会運営委託料等）
- ・その他 26,317千円

類似放課後児童クラブ助成事業

こども家庭部次世代育成課

1 目的

待機児童が発生している地域における、運営基準の一部を満たさない民設民営の放課後児童クラブへの助成により、待機児童の解消を図るもの。

2 背景

- ・核家族化や女性の社会進出、子どもを取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は増加傾向にあり、待機児童が発生している（平成 26 年 5 月 116 人）
- ・平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童会の設備及び運営基準について条例を制定（平成 26 年 9 月 29 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）

3 事業内容

(1) 対象

開設日数等、条例の運営基準を満たさない民設民営の放課後児童クラブ

(2) 要件

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象
- ・支援員は 2 人以上配置 など

(3) 対象経費及び補助率

- ・事業の運営に必要な経費（食料費を除く）
- ・補助率 1/2 以内
- ・限度額 1,001 千円

(4) 放課後児童会基準との比較

区分	放課後児童会（条例基準）	類似放課後児童クラブ（補助対象）
開設日数	年間 250 日以上	年間 200 日以上
開設時間	平日 3 時間以上 長期休業期間 8 時間以上	平日 2.5 時間以上 長期休業期間 7.5 時間以上 平日のみ又は長期休業時のみの開設も可

4 事業費 5,005 千円（財源：国 5,005 千円）平成 26 年度 2 月補正計上

※地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）事業、繰越明許費

- ・負担金補助及び交付金 5,005 千円（1,001 千円×5 か所（見込））

県費負担教職員権限移譲準備事業

学校教育部教職員課

1 目的

平成 29 年度の県費負担教職員給与費等の権限移譲を円滑に行うため、受け入れ体制の整備を行う。

2 背景

- 平成 26 年 5 月成立の第 4 次一括法により、平成 29 年度県費負担教職員の権限移譲が決定

区分	現状	平成29年度以降
サービス管理・給与支払	都道府県	政令指定都市
教職員定数の決定		
人事（任用関係）	政令指定都市	

3 事業内容

市職員と給与・手当の異なる県費負担教職員のサービス管理・給与支払いのためのシステムの構築（行政ネットワークコアらと同種のもの）

総事業費 220,000 千円（H27：77,000 千円、H28：143,000 千円）

区分	27年度				28年度				29年度
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月
人事給与・サービスシステム改修	入札・契約	人事給与・サービスシステム改修（債務負担行為：28年度まで）				県費教職員履歴データ入力	県費職員システム並行入力		権限移譲
					人事給与操作研修会				

4 事業費 78,000 千円

- 委託料 77,000 千円（システム構築委託）
- その他 1,000 千円（臨時職員、旅費等）

5 債務負担行為

- 事項 県費負担教職員対応システム構築業務委託費
- 期間 平成 27 年度から平成 28 年度まで
- 限度額 143,000 千円（平成 28 年度：143,000 千円）

学力調査の見直し

学校教育部指導課

1 目的

学習指導要領に基づく児童・生徒の個々の学力について、基礎的・基本的な知識・技能及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力等を把握する。

2 背景

- ・平成13年度から学習内容の基礎的・基本的な力を測る「学習内容定着度調査」を実施
- ・全国調査など多くの調査が混在している

3 事業内容

平成27年度から学力調査の内容を見直す（実施時期12月）

(1) 学力の状況を重点的に調査

国語科の学習指導要領の目標は2学年ごとにまとめられているため、低学年・中学年で付けるべき力を小学校3年、5年で調査。あわせて調査科目についても、客観的に学力の状況を図ることができる科目に集約

平成26年度		⇒	平成27年度	
小学校1～5年	国・算		小学校3・5年	国・算
小学校6年	国・算・理・社		中学校2年	国・数・英
中学校1～2年	国・数・英・理・社			

(2) 問題形式・内容

全国学力・学習状況調査に準ずるよう一問一答式の問題から考え方を問う問題形式に見直し、あわせて他調査との問題の重なりを整理

区分	平成26年度	平成27年度
小学校3年	A3片面・2ページ	
小学校5年	A3両面・中綴じ・16ページ	
中学校2年	A3両面・中綴じ・8ページ	A3両面・中綴じ・16ページ

(3) その他関連調査

- ・文科省 全国学力学習状況調査（4月実施）
- ・静岡県 静岡県小学校定着度調査（1月実施）、静岡県中学校学力診断調査（12月、1月実施）

4 事業費 1,285千円

※教育研究・指導事業9,549千円の一部

- ・需用費 997千円（問題印刷等）
- ・その他 288千円（問題作成委員旅費、著作権料等）

教育指導支援員等配置事業一覧

学校教育部指導課
教職員課

1 目的

子ども一人一人にきめ細かな指導・支援を実施し、学校生活への円滑な適応を図るため発達支援教育指導員、スクールヘルパー及びキッズサポーターなどの教育指導支援員等を配置する。

2 事業内容・事業費 523,902千円

事業名／支援員名	内 容	27年度		(参考)	
		配置人数 (人)	事業費 (千円)	26年度 配置人数	増減
1 発達支援教育指導員等配置事業（教職員課）		180	134,832	168	12
小学校	スクールヘルパー	82	55,634	77	5
	発達支援教育指導員	49	41,833	46	3
中学校	スクールヘルパー	26	17,663	24	2
	発達支援教育指導員	23	19,702	21	2
2 学校教育指導支援員配置事業（教職員課）		300	201,694	293	7
小学校	学校図書館補助員	100	43,479	101	△ 1
	小学校学習支援員	110	91,440	110	0
	複式学級等指導支援員	15	17,943	11	4
	小学校指導支援員	4	4,783	3	1
中学校	学校図書館補助員	48	20,787	48	0
	養護教諭補助員	13	11,212	12	1
	中学校指導支援員	10	12,050	8	2
3 不登校児支援推進事業（指導課）		1	778	0	1
中	校内適応指導教室支援員	1	778	0	1
4 理科支援員配置事業（指導課）		100	35,211	51	49
小	理科支援員	100	35,211	51	49
5 外国人子ども教育支援推進事業（指導課）		40	36,720	40	0
小中	外国人児童生徒就学サポーター	40	36,720	40	0
6 市立幼稚園教育指導支援員配置事業（教職員課）		156	114,667	155	1
幼稚園	外国人園児： 1学級あたり2人以上の外国人園児が在籍する場合に配置。 障害児在籍： 心身に障がいがある園児が在籍する園に配置。 複式学級： 複式学級における教育の充実を図るため配置。 預かり保育： 預かり保育実施園における教育の充実を図るため配置。	156	114,667	155	1
合 計		777	523,902	707	70
理科支援員を除いた合計		677	488,691	656	21

※事業費に共済費は含まない

外国人子ども教育支援推進事業

学校教育部指導課

1 目的

外国人児童生徒の一人一人のニーズに応じた日本語の基礎指導や学習支援などを充実するために、支援者の配置や派遣など学校への支援体制を整備する。

2 背景

- ・日本語を話せないなど支援を要する外国人児童生徒が多数存在
- ・外国人生徒の進学率は上昇しているものの、全体と比較し低い傾向

3 事業内容

(1) 就学サポーター・相談員等の配置 63,797千円

- ・タガログ語対応のバイリンガル相談員を新規配置

区分	内容	人数	事業費
① 就学サポーター	外国人児童生徒の適応・学習支援、通訳及び翻訳業務	40	36,720
② バイリンガル相談員	就学ガイダンス、学校訪問及び翻訳等、外国人支援業務など	2	5,700
③ 相談員	就学ガイダンス、学校訪問及び初期適応指導対応など	1	720
④ 協力員	国庫補助事業の事務処理、就学ガイダンスの補助等	1	1,037
⑤ 指導補助者	少人数指導、授業における学習支援、放課後の補足的な学習指導など	23	19,320
⑥ 就学促進員	入学準備ガイダンス、就学ガイダンス、校内での適応支援、翻訳業務	5	300
計		72	63,797

(2) 日本語・学習支援業務委託 33,880千円

- ・各学校に外国人児童生徒の日本語・学習支援を行う支援者を派遣

(3) 初期適応・母国語支援業務委託 12,845千円

- ・外国人児童生徒への初期適応支援、保護者対応（通訳、翻訳）を行う支援者の派遣、母国語教室（3言語）の開催、翻訳業務

(4) ステップアップクラスの開催 338千円

外国人生徒の高校進学率向上のため、現在浜名高校のみで開催しているステップアップクラスを、南区等外国人生徒の多い地域への支援として南部協働センターにおいても開催。大学生を運営補助員として活用

(5) (新規) ロールモデル講座 20千円

現在、社会で活躍する外国人生徒であった外国人の経験を伝える講座を開催し、外国人生徒の就学意欲等を啓発

4 事業費 112,454千円（財源：国 21,742千円）

- ・委託料 46,725千円（日本語・学習支援、初期適応・母国語支援業務委託料）
- ・賃金 36,720千円（外国人児童生徒就学サポーター賃金）
- ・報酬費 27,527千円（バイリンガル相談員等謝礼）
- ・その他 1,482千円（教科書購入経費等）

スクールソーシャルワーク事業

学校教育部指導課

1 目的

家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し多様な支援方法を用いて課題解決を図るため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣する。

2 背景

- ・近年、家庭環境の問題（生活困窮、複雑な家族関係、児童虐待、DV、保護者の精神疾患等）は増加の一途をたどり、従来の学校による対応だけでは困難な事例が増加

支援対象数実績推移

平成23年度	平成24年度	平成25年度
185件	283件	302件

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）により相談体制を整備するものとされている

3 事業内容

(1) 概要

- ・児童生徒が抱える諸問題の早期解決及び未然防止のためスクールソーシャルワーカーを配置・派遣

ア 事務局派遣型

- ・教育委員会に配置し、スクールソーシャルワーカー全体統括及び重大案件時における学校派遣

イ 拠点校派遣型

- ・問題を抱えた児童生徒が多く在籍する小学校へ重点配置し、近隣校へ派遣

(2) 人員配置 9人（平成26年度8人 1人増）

ア 事務局派遣型 1人（平成26年度1人）

イ 拠点校派遣型 8人（平成26年度7人 1人増）

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者で、業務経験のある者を優遇
- ・問題に対応するため配置を拡充

4 事業費 29,097千円（財源：国 9,699千円）

- ・報償費 28,932千円（スクールソーシャルワーカーへの謝礼）
- ・その他 165千円（スクールソーシャルワーカー傷害保険等）

スクールカウンセリング事業

学校教育部指導課

1 目的

いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒や保護者等の悩みに対応するため、スクールカウンセラーを全中学校区・市立高校に配置し、全小学校に派遣する。

2 背景

- ・いじめや不登校等に関する相談に加え、近年、発達障害に関する相談が増加するなど、専門の相談を要する件数が増加

相談件数実績推移

平成23年度	平成24年度	平成25年度
18,880件	18,505件	21,339件

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）により相談体制を整備するものとされている

3 事業内容

(1) スクールカウンセラー 延4,610回（26年度：延4,364回 246回増）

- ・児童生徒や保護者の悩みに対応するためのスクールカウンセラーの配置
- ・活動回数の増加により、カウンセリング機会の確保
- ・カウンセラー活動回数（1回4時間程度）

小規模校でも小学校は月1回、中学校は月2回程度のカウンセリング機会の確保

- ・市立小学校 年間14回～38回（学校規模や対応件数により調整）
- ・市立中学校 年間23回～59回（学校規模や対応件数により調整）
- ・市立高校 年間54回

(2) 生徒指導推進協力員 1人（26年度：1人）

生徒指導体制の強化を図るため、元警察官を秩序の乱れが常態化している学校等に派遣

4 事業費 95,898千円（財源：国 31,965千円）

- ・報償費 94,986千円（スクールカウンセラー、生徒指導推進協力員等への謝礼）
- ・その他 912千円（スクールカウンセラー傷害保険等）

不登校児支援推進事業

学校教育部指導課

1 目的

不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立の支援を目指し学校に登校できない子どもに対応する適応指導教室と、学校に登校はするが教室に入れない子どもに対応する校内適応指導教室を両輪として、一人一人のニーズに応じた支援を行う。

2 背景

5年間で不登校児数が50人増加

区分	平成21年度 A	平成25年度 B	比較 B - A
小学校	212	259	47
中学校	671	674	3
計	883	933	50

3 事業内容

(1) 不登校児支援推進事業業務委託 30,560 千円

ア 適応指導教室の運営 (6 教室)

学校に登校できない子どもへの対応、小集団での手厚い支援

- ・ふれあい教室 (青少年の家)、くすのき教室 (アイミティ浜松)、オレンジ教室 (教育会館)、とびうお教室 (舞阪協働センター)、かやの木教室 (浜北地域活動・研修センター)、すぎのこ教室 (旧下阿多古中)

- ・(拡充) 各支援教室に常時3人以上の指導員体制となるよう人工数拡大

(26年度：21.5人工→27年度：23人工)

イ チャレンジ教室の開催 (ほっとエリア阿多古地区)

不登校児童生徒を対象とした自然体験プログラムを実施

- ・(拡充) 開催回数の増加 (26年度：10回→27年度：12回)

(2) (新規) 校内適応指導教室支援員の配置 778 千円

学校に登校することはできるが教室に入れない子どもに対応するために校内適応指導教室を設置 (1 か所) し、1 人配置。校内での不適応支援及び適応指導教室から学校復帰するための受け皿の役割。

4 事業費 32,093 千円

- ・委託料 30,560 千円 (不登校児支援推進事業業務委託)
- ・賃金 778 千円 (校内適応指導教室支援員)
- ・その他 755 千円 (旧下阿多古中学校光熱水費等)

理科支援員配置事業

学校教育部指導課

1 目的

小学生の理科授業の観察・実験活動の充実により、子どもの理科に対する興味・関心を引き出すとともに、理系学力の向上を図る。

2 背景

平成 23 年度の学習指導要領改定により、理科授業における実験等の実践教育重視

3 事業内容

(1) 支援員配置計画

ア 配置校数

市立全小学校100校に理科支援員を配置（26年度は全小学校の2分の1の51校に配置）

イ 配置時間数 小学校 5、6 年生 1 学級あたり 60 時間（26 年度 80 時間）

（理科授業時数 105 時間の 2 分の 1+準備時間）

(2) 配置対象学年 5 年生から 6 年生まで（※学校長の裁量により 3、4 年生へ割振り可）

(3) 支援員採用優先基準 ア～ウを優先し採用

ア 企業技術職経験者、研究機関研究職経験者

イ 理系学校卒業者及び在学者（大学院、大学など）

ウ 中学校以上の理科教員免許取得者

(4) 支援内容

ア 理科支援員

- ・観察・実験活動時の実験器具などの取扱方法を支援
- ・観察・実験活動の準備、整理

イ 理科支援員コーディネーター

- ・理科担当教員に対し、理科授業の進め方を助言
- ・理科支援員に対し、観察・実験活動の進め方を指導
- ・観察・実験活動に用いる教材開発の支援

4 事業費 35,211 千円（財源：国 10,311 千円）

- ・謝礼 32,640 千円（理科支援員、コーディネーター謝礼）
- ・その他 2,571 千円（理科支援員傷害保険、実験用具等）

学校特色化推進事業

学校教育部指導課

1 目的

夢と希望を持ち続ける子どもを育成するため、それぞれの学校において、校長のリーダーシップのもと教職員、保護者・地域住民が一体となって、地域や子どもたちの実態に応じた特色ある活動を行う。

2 事業内容

子どもたちの夢をはぐくむ学校づくりの推進

(1) 実施対象 市立全小・中学校（学校ごとに全 146 協議会を組織）

(2) 実施内容 創意と工夫に満ちた特色ある教育活動

【具体的な取組例】

- ・心の教育…さまざまな分野で活躍している人々からの講話
- ・授業充実…外部専門講師を招いての学習指導
- ・交流教育…地域社会、老人施設及び校区内外の園・学校との交流
- ・体験学習…花木、野菜の栽培、米づくり体験、保育体験
- ・地域学習…地元凧揚げ会との共同による凧づくり
- ・国際理解…地区在住の外国人を招いての異文化交流
- ・ボランティア…地域のイベントや奉仕活動への参加
- ・部活動…外部コーチを招いての実技指導

(3) 27 年度見直し

学校から企画書を募り、優れた取り組みに対し 1 校あたり 100 千円を上限に加算

- ・加算総額 1,000 千円
- ・加算対象 「自分らしさの育み」など第 3 次教育総合計画に即した内容や、中山間地域との交流など

※自分らしさの育み：夢や希望を実現させた各分野で活躍している人との出会いを設定し、そこから自分の個性やよさを発揮して生きることのすばらしさを学ぶ。また、自分の良さや可能性を見つめる機会とする。

3 事業費 64,799 千円

- ・委託料 64,799 千円（夢をはぐくむ学校づくり推進事業業務委託）

小学校教諭英語指導力向上事業

学校教育部教職員課

1 目的

英語留学を通じ、言語や文化について体験的に理解を深め、小学校教諭の英語授業指導力の向上を図る。

2 背景

- ・平成23年度から小学校5、6年生で英語の授業が必修化
- ・小学校教諭の多くは、教職課程において英語の指導技術等を履修していないため、英語指導力が不十分

3 事業内容

(1) 事業計画

ア 対象者	小学校教諭
イ 派遣人数	16人
	5年間で合計80人を派遣し、英語指導の中核となる教諭を、小学校1校1人配置できる体制とする。(小規模校は除く)
ウ 派遣先	元英国領であるマレーシアのサンウェイ大学 (マレーシア政府推奨の大学)
エ 派遣期間	4週間

(2) 研修内容

- ・現地大学で英語能力テストを受け、個々のレベルによりクラス分けされ、初等英語指導法に重点を置いた授業を受講。授業は全て英語
- ・英語のみの環境で、英語に親しみ、聞く、話す、書く能力、コミュニケーション能力を高める

4 事業費 7,280千円

- ・負担金補助及び交付金 4,255千円 (大学受講料、宿泊費等)
- ・旅費 2,929千円 (渡航旅費)
- ・役務費 96千円 (保険料)

発達支援教育指導員等配置事業

学校教育部教職員課

1 目的

発達障害等により学習、生活上困難を示す児童生徒に対し指導（補助）を行うことにより安定した授業の実施を図る。

2 背景

発達支援学級への通級には親の同意があるため、就学指導委員会において発達支援学級への通級が適当とされる状況の児童生徒でも通常学級に在籍しているケースが多く、発達障害等の障害を抱えた児童生徒数が増加している。

3 事業内容

(1) 発達支援教育指導員 61,535 千円

通常学級に籍を置く児童・生徒を対象に、取り出し指導を行う発達支援教室に配置。学習指導を行うため教員資格が必要。

配置人数 72 人（26 年度 67 人） 5 人増

(2) スクールヘルパー 73,297 千円

発達支援学級や通常学級に在籍する生活上困難を示す児童・生徒に対して、日常生活の指導・補助を行うため配置。学習指導を行わないため教員資格は不要。

配置人数 108 人（26 年度 101 人） 7 人増

4 事業費 134,832 千円

※（小）発達支援教育指導員等配置事業 97,467 千円と

（中）発達支援教育指導員等配置事業 37,365 千円の合計

・賃金 134,832 千円（発達支援教育指導員、スクールヘルパーの賃金）

学校建設事業一覧

学校教育部学校施設課

1 目的

児童・生徒の安全を確保するとともに、子どもたちに良好な学習環境を提供するため、市立小中学校について、老朽化や児童・生徒等を勘案し、計画的に建設・改修を進める。

2 事業内容・事業費

(単位:千円)

事業名 (箇所)	事業費	事業内容等
1 小学校建設事業	1,853,610	財源 国 310,560、市債1,429,400
井伊谷小学校	728,264	校舎改築工事 (28年度まで)
白脇小学校	479,090	校舎改築工事
初生小学校	240,400	校舎増築工事
県居小学校	377,330	校舎大規模改造工事 (28年度まで)
赤佐小学校	3,600	校舎大規模改造の実施設計
鴨江小学校	4,200	校舎大規模改造の実施設計
佐久間小学校	3,700	給水設備改修の実施設計
北浜小学校	16,352	校舎大規模改造の仮設校舎リース料
事務費	674	
2 小学校規模適正化事業	1,004,794	財源 国 73,508、市債 882,500
中部中学校区小中一貫校	1,004,750	小中一貫校整備工事
事務費	44	
3 中学校建設事業	1,740,668	財源 国 63,847、市債1,520,200
蛸塚中学校	348,856	校舎改築工事
江西中学校	68,500	校舎改築の実施設計
江南中学校	299,900	大規模改造工事 (28年度まで)
浜名中学校	949,496	移転改築の実施設計、用地購入
細江中学校	62,300	外壁改修工事
庵玉中学校	11,400	校舎大規模改造の仮設校舎リース料
事務費	216	
合 計	4,599,072	財源 国447,915、市債 3,832,100

学校運営事務補助員配置事業

学校教育部教職員課

1 目的

教員の事務負担の軽減と、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、教員が行う事務を補助する学校運営事務補助員を配置する。

2 背景

- ・ OECD（経済協力開発機構）「国際教員指導環境調査（2013年）」によれば、日本を含む34か国の中学校教員の一週間あたりの勤務時間平均38.3時間に対し日本は53.9時間で最も長い
- ・ 調査結果の内容で事務作業の時間が5.5時間と平均2.9時間のほぼ2倍
- ・ ゆとり教育の終了による授業時間数の増に加え、子どもの質の変化や、保護者の価値観が多様化してきており、その対応にかなりの時間を費やしている

3 事業内容

モデル事業として、部活動等小学校より負担の大きい中学校に学校運営事務補助員を配置するとともに、小学校については中学校からの派遣により対応することで小中学校教員の事務負担軽減を図る。

(1) 事業内容

モデル事業として、規模や外国人生徒数など様々な特徴がある13中学校に事務補助員を各校1人配置し、配置前後の教職員の勤務時間等を数値的に検証

(2) 事務補助員業務内容

ア 情報発信にかかわる業務補助

「学校だより」（地域へ学校の取組を紹介する記事）、自治会・学区内関係機関等からの情報収集及び整理、学校HPの更新作業など

イ 地域との連携強化にかかわる業務補助

自治会との連絡会議、青少年育成会議、地域防災連絡会議等の会議資料作成。行政関係・NPO団体等からの依頼対応など

4 事業費 20,593千円

- ・ 賃金 20,450千円（学校運営事務補助員賃金）
- ・ 旅費 143千円（小学校派遣等のための旅費）

ロコモーショントレーニング事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部高齢者福祉課

1 目的

高齢者のロコモティブシンドローム（運動器症候群、通称ロコモ）を予防する体操として、椅子を利用したスクワットや開眼片足立ちの運動「ロコモーショントレーニング（通称ロコトレ）」を普及し、介護予防を推進することで健康寿命の延伸を目指す。

2 背景

- ・要支援・要介護認定者は、要介護1の軽度な人を中心に増加傾向にある
平成17年：23,509人 → 平成26年：33,440人 → 平成37年推計：42,720人
- ・生活機能が低下しはじめた高齢者に対し、要介護状態となる前にいち早く介護予防事業へ参加誘導することが重要かつ効果的である
- ・平成26年度はモデル事業を実施、平成27年度から本格実施

3 事業内容

（1）ロコモ指導員養成

ロコモ普及員の養成やロコトレの指導にあたるロコモ指導員の養成

平成27年度：30人（平成26年度：34人）

（2）ロコモ普及員養成

地域で実際にロコトレの普及・実践にあたるロコモ普及員の養成

平成27年度：300人（平成26年度：200人）

（3）サロン型ロコトレ事業

自治会の集会場など、自宅から通える場所に集まり、ロコモ普及員によるロコトレの実施

平成27年度：100会場 2,000人参加（平成26年度：12会場 300人参加）

（4）在宅型ロコトレ事業

ロコモ普及員の訪問、電話指導による自宅でのロコトレの実施

平成27年度：500人実施（平成26年度：100人）

4 事業費 31,508千円

（財源：国 7,877千円、基金 8,822千円、県 3,938千円、繰入金 3,938千円）

- ・委託料 26,800千円（ロコトレ実施委託）
- ・報償費 2,126千円（ロコトレ講師謝礼）
- ・その他経費 2,582千円（事務費等）

ささえあいポイント事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部介護保険課

1 目的

高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上と、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支え合い活動の活性化を図る。

2 背景

平成 29 年度から実施予定の「介護予防・日常生活総合支援事業（新総合事業）」では、民間事業者や NPO、ボランティアがサービス提供の担い手となり、その担い手育成が求められている。

3 事業内容

ボランティア活動に対して付与されたポイントを換金・寄附することができる制度である。

浜松市が事業実施主体となり、管理機関にボランティア会員の登録・研修開催・ポイント管理・換金受付事務等を委託する。

活動内容	ポイント付与	高齢者 ボランティア事業 (65 歳以上の市民)	若年者 ボランティア事業 (64 歳以下の市民)
①市内の介護保険サービス事業所でのレクリエーション補助・芸能披露・話し相手等	・30分1ポイント ・1日上限4ポイント ・年間上限50ポイント	全市域で実施	-
②65歳以上高齢者（独居等）宅での安否確認・話し相手 ③地域の高齢者サロンの運営・手伝い ④高齢者への配食の手伝い	・30分1ポイント ・1日上限6ポイント ・年間上限100ポイント ※交通費（1km20円、往復5km以上）を別に支給	全市域で拡大 (H27.10から)	天竜区の一部及び 北区引佐町の一部
⑤65歳以上高齢者（独居等）宅での軽度生活支援	（天竜区の一部及び北区引佐町の一部での活動のみ）	天竜区の一部及び 北区引佐町の一部	天竜区の一部及び 北区引佐町の一部
⑥地域貢献活動 (児童登校見守り等)		天竜区の一部及び 北区引佐町の一部	-

4 事業費 21,500 千円

※高齢者ボランティア事業 18,678 千円と若年者ボランティア事業 2,822 千円の合計

(財源：国 5,769 千円、県 2,884 千円、支払基金 5,230 千円、繰入金 2,884 千円)

- ・委託料 10,200 千円 (管理機関委託費)
- ・報償費 9,335 千円 (ポイント交換、交通費支給、交流研修会講師料)
- ・その他 1,965 千円 (事務費等)

地域包括支援センター運営事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部高齢者福祉課

1 目的

高齢者が地域で自立した生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」づくりを推進するため、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を図る。

2 背景

- ・さまざまな課題を抱える高齢者を支援するため、地域包括支援センターの機能強化が求められている
- ・次期はままつ友愛の高齢者プラン（期間：平成 27 年度～平成 29 年度）において、地域包括ケアシステムの中核組織となる地域包括支援センターの機能強化を重点施策のひとつとして位置付けた

3 事業内容

（1）地域包括支援センターの位置付け

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法）

- ・市内 22 か所

（2）人員配置

地域包括支援センター1 か所あたり 1 人増員配置

- ・人口 6,000 人あたり 3.5 人工（平成 26 年度：2.5 人工）

（3）業務内容

- ・介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成など

- ・総合相談支援業務

住民の相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施

- ・権利擁護業務

成年後見人制度の活用促進、高齢者虐待への対応

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言

- ・（新規）在宅医療・介護連携、地域ケア会議開催

医療・介護関係者、地域住民とのネットワークをつくり、困難事例等の検討を行う地域ケア会議の開催（平成 27 年度より地域包括支援センターで実施義務化）

- ・（新規）新総合事業の基盤整備

平成 29 年度開始予定の新総合事業導入に向けた、生活支援・介護予防事業を担うボランティア団体等の育成、ロコモーショントレーニングの普及啓発

- ・（新規）認知症施策の推進

認知症ケアパスの作成、認知症地域支援推進員としての医療・介護保険施設との連携

4 事業費 599,750 千円（財源：国 233,905 千円、県 116,955 千円、繰入金 116,955 千円）

- ・委託料 587,203 千円（地域包括支援センター業務委託）

- ・その他 12,547 千円（事務費等）

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険事業特別会計）

健康福祉部健康医療課

1 目的

市民が、医療や介護が必要となっても、住みなれた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう（仮称）在宅医療連携センターを設置し、在宅医療の推進を図るとともに、医療と福祉の総合的かつ包括的な支援を実施する。

2 背景

平成 27 年 4 月 1 日施行の医療介護総合確保推進法により、在宅医療・介護連携に係る事業実施が義務化された（全ての市町村で平成 30 年 4 月 1 日までに実施）

3 事業内容

（1）（仮称）在宅医療連携センター事業（平成 28 年 1 月開設）

- ・市内の地域包括支援センター、介護事業所、病院、市民などからの相談対応
- ・急変時の対応をするため関係機関と協議・調整

（2）在宅医療・介護連携推進モデル事業

- ・医療・介護資源が十分ではない地域での在宅医療・介護ネットワークの構築を目指した多職種連携事例検討会などの開催
- ・在宅医療・介護知識の向上を目的とした地域住民向け講演会などの開催

（3）多職種合同研修会、人材育成事業等の実施

- ・地域包括ケアを推進するための多職種合同研修会等の開催
- ・在宅医療・介護を支える医療関係者の人材育成

4 事業費 15,361 千円（財源：国 5,990 千円、県 2,995 千円、繰入金 2,995 千円）

- ・委託料 14,000 千円

（（仮称）在宅医療連携センター事業、在宅医療・介護連携推進モデル事業）

- ・その他 1,361 千円（研修会会場使用料、消耗品費など）

浜松医療センター新病院整備事業（病院事業会計）

健康福祉部病院管理課

1 目的

築後40年を経過した浜松医療センターの新病院を建設し、医療機能の充実を図る。

2 経緯

平成24年度 新病院構想の策定

平成25年度 浜松医療センター新病院建設構想の策定

平成26年度 地質調査

3 事業内容

(1) 新病院運営計画の策定（平成27～28年度）

オープン後の効率良い病院経営の実現に向けた運営計画の作成

- ・患者・職員の基本動線、部門間連携の効率化計画
- ・医療機器・情報システム整備計画、物品物流システム、廃棄物等バックヤード作業計画

(2) 新病院建設に向けた基本設計（平成27～28年度）

新病院運営計画を踏まえ、医師・患者双方に使い勝手の良い病院施設整備に向けた基本設計

4 事業費 45,574千円（財源：繰入金 30,000千円）

※医療センター建設改良費659,600千円と経費169,825千円の一部

- ・報酬等 574千円（設計者選定委員会運営費）
- ・委託料 45,000千円（新病院運営計画策定支援業務委託料、
新病院基本設計業務委託料、
新病院基本設計業務受託者選定支援業務委託料）

5 債務負担行為

(1) 事項 浜松医療センター新病院整備事業運営計画策定支援業務委託費

- ・期間 平成27年度から平成28年度まで
- ・限度額 20,000千円（H28：20,000千円）

(2) 事項 浜松医療センター新病院整備事業基本設計業務委託費

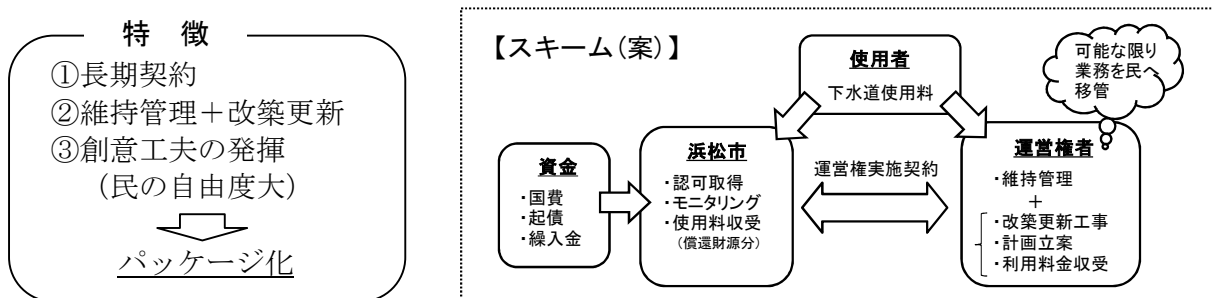
- ・期間 平成27年度から平成28年度まで
- ・限度額 85,000千円（H28：20,000千円）

西遠流域下水道の移管に伴う新たな官民連携手法の導入（下水道事業会計）

上下水道部上下水道総務課

1 事業スキーム

- ・コンセッション方式*をベースとしたスキーム（導入対象施設：西遠浄化センター、中継ポンプ場2箇所）
- ・移管に伴う職員増員と経費を抑制するため、可能な限り業務を民間に委ねる
- ・下記の特徴を活かして、官民ともにメリットが享受できるスキーム、他の自治体のモデルとなる汎用性の高いスキームを目指す



※コンセッション方式とは

- ・民間自らが料金徴収を行い、その料金を使って自由に施設を運営する新たな官民連携手法。
- ・施設の所有権は市に残したまま、運営権を民間に付与。
- ・従来の委託方式に比べ、民間の自由度が大幅に拡大。

2 スケジュール

【準備期間（27～29年度）】

- ・27～28年度は、PFI法に則った手続きを進め、事業者を選定
- ・28～29年度は、選定した事業者と詳細協議を経て事業契約を締結し、業務引継を実施
- ・移管～コンセッション開始までの2年間(28～29年度)は、コンセッションとは別途、維持管理・改築更新の業務委託を実施

【コンセッション開始後（30～49年度）】

- ・維持管理の期間は20年間(30～49年度)
- ・改築更新の期間は20年間(30～49年度) ※長寿命化計画に合わせ5年毎に見直し
- ・20年間を通じて、第三者機関によるモニタリングを実施

区分	27年度	28年度	29年度	30～34年度	35～39年度	40～44年度	45～49年度
コンセッション関係	実施方針公表 特定事業の選定・公表 事業者選定（1次選考）	移管 事業者選定（2次選考） 優先交渉権者決定 基本協定締結	事業契約締結 業務引継	コンセッション開始 改築更新（5年） 長寿命化計画	改築更新（5年） 長寿命化計画	改築更新（5年） 長寿命化計画	改築更新（5年） 長寿命化計画
移行期間		維持管理業務委託 改築更新業務委託					
				維持管理(20年)			
				モニタリング(第三者機関)			

3 事業費 23,950千円（財源：国 7,500千円）

- ・委託料 23,950千円

要求水準書作成等のコンセッション詳細計画策定業務
コンセッション事業者を選考する際の選定支援業務